

## 別 紙

### 入札参加資格審査申請（建設工事）における社会保険等への加入の要件化について

町では、建設工事における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の未加入対策として、社会保険等への加入を資格要件とし、社会保険等未加入業者（適用除外を除く。）の申請書は受理しないことにしています。

#### ※ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書による確認方法

- 通知書「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の全てに「有」又は「除外」と記載されている場合は、社会保険等加入業者と判断し資格審査申請を受け付けます。
- 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」の記載がある場合は、資格審査申請を受理できません。ただし、加入義務がないことを確認できる書類を提出した場合、又は経営事項審査の審査基準日後に社会保険等へ加入し、社会保険等への加入を確認できる書類を提出した場合は、資格審査申請を受け付けます。

#### 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		

お問い合わせ先

担当 総務課管財係

電話 0173-22-2111（内線 276）